

要配慮者支援班の業務

1	配慮が必要な人の情報把握	2
2	相談コーナーの設置	3
3	定期巡回	3
4	避難所運営のために必要な情報の共有	4
5	配慮が必要な人などへの情報提供	5
6	要配慮者が使用する場所などの運用	6
7	食料・物資の配給時の個別対応	7
8	女性や子どもへの暴力防止対策	8
9	福祉避難所や医療機関との連携	9
10	専門家の把握、派遣	9

プライバシーの保護

業務で知りえた個人情報、避難所運営のためだけに利用し、本人の同意を得た場合を除き、避難所閉鎖後も含め、絶対に口外しないこと。

要配慮者支援班の業務 1	実施 時期	展開期～
配慮が必要な人の情報把握		

(1) 情報把握

- 総務班名簿係と連携し、避難所利用者（避難所以外の場所に滞在する人を含む）のうち、配慮が必要な人を、グループごとに把握する。
- 避難支援のための個別計画がある場合は、内容を確認する。

(2) 聞き取り

- 避難所利用者でつくるグループの代表者（グループ長）や、民生委員、保健師などの協力を得て、本人や家族などから支援に必要な情報を詳しく聞き取る。
- 聞き取った事項はメモしておき、名簿係が管理・保管している**避難所利用者登録票 裏面(様式集 p. 13)**に追記する。

＜聞き取り内容の例＞

- ・ 避難所利用者登録票に書かれた「特に配慮が必要なこと」欄の確認
- ・ 持病や障害、アレルギーなど、身体やこころの状態
 同じ病気や障害でも人によって症状や注意する点は違うので、どんな配慮が必要か、本人や家族から具体的に聞き取る。
- ・ 家族や親せきなど日常生活を支援してくれる人の有無
- ・ かかりつけの病院、医師の名前
- ・ 通常使用している薬の種類と所持している数
- ・ 本人や家族が避けたい状況、パニックになりやすい環境の例など
- ・ 各障害者団体などの組織に所属している場合は組織名（安否確認対応）
- ・ 要望や意見など

＜聞き取り内容（個人情報など）の取扱い＞

- ・ 聞き取った情報は避難所運営のために最低限必要な範囲で共有することとし、個人のプライバシーに関わる内容は口外しない。

→要配慮者本人や家族に必ず確認！

- ・ 聞き取った情報を、避難所運営のために最低限必要な範囲で、避難所運営委員会や各運営班、グループ長と共有することを伝える。
- ・ 個人のプライバシーに関する内容は、口外しないことを伝える。
- ・ 必要に応じて、医師や保健師、民生委員など外部の支援者とも共有する場合があることも確認する。

要配慮者支援班の業務 5	実施 時期	展開期～
配慮が必要な人などへの情報提供		

(1) 配慮が必要な人のための情報収集

□ 連絡・広報班と連携し、以下の情報など配慮が必要な人が必要とする情報を収集する。

＜配慮が必要な人に関する支援情報＞

※市役所の担当班が調査し連絡するので、避難所単位で施設への問い合わせは控える。

- ・ 救護所の設置状況や医療対応できる避難所の状況（救護班）
- ・ 近くの病院など医療機関の開業状況（救護班）
- ・ 福祉避難所の受け入れ状況（福祉班）
- ・ 災害派遣医療チーム(DMAT)や保健師など医療、福祉の専門家の巡回状況
- ・ 行政や近隣の保健所、医療機関などからの支援情報（救護班）
- ・ 障害者団体などが設置する支援本部からの情報（福祉班）

(2) 配慮が必要な人への情報提供

□ 入手した情報は、**避難所利用者の事情に合わせた配慮の方法(資料集 p. 7～)**や**避難所利用者の事情に配慮した広報の例(資料集 p. 12)**を参考に、配慮が必要な人やその家族などに知らせる。

□ 各障害者団体など要配慮者の支援を行う団体から情報提供を求められた場合は、本人の同意に基づき、できる限り協力する。

(3) 配慮が必要な人やその支援についての周知

□ 病気やアレルギー、障害などがあるため、食事や物資、衛生環境(トイレや風呂、シャワーなど)を利用する際に特別な配慮が必要な人がいることを理解し、接し方の注意や生活上の支援などで協力してもらうため、必要に応じて、近隣の保健所や災害対策本部からパンフレットなどを入手し、避難所利用者へ配布する。

要配慮者支援班の業務 6	実施 時期	展開期～
要配慮者が使用する場所などの運用		

(1) 要配慮者の適切な配置、専用スペースの検討

- 総務班や施設管理班と連携し、**避難所運営のために必要な部屋・場所(資料集 p. 2～)**や**避難所利用者の事情に合わせた配慮の方法(資料集 p. 7～)**、配慮が必要な人から聞き取った情報などをもとに、配置の見直しや個室への移動、要配慮者が使用する専用スペースの設置などを検討し、総務班が作成する配置計画に反映させる。
- 専用スペースの第一候補は、体育館アリーナ内へ間仕切りを使用した設置とし、対応不可の場合は空き教室を検討する。
- 早急に移動させる必要がある場合は、他の避難所利用者の協力を得て、配置の変更を行う。

(2) 要配慮者が使用する場所の運用

- 保健・衛生班、施設管理班と連携し、**避難所利用者の事情に合わせた配慮の方法(資料集 p. 7～)**を参考に、**マニュアル本編(p. 13)**のうち、要配慮者が使用する場所を管理する。

＜要配慮者が使用する場所＞

避難所運営のために必要な部屋・場所(資料集 p. 2～)を参考に
介護室（ベッドルーム）、要配慮者用トイレ、更衣室、授乳室、おむつ交換場所、子ども部屋、相談室（兼静養室）など

(3) 必要な資機材の確保

- 要配慮者が使用する場所で使う資機材や物資の調達は、総務班や施設管理班と連携し、**避難所運営のために必要な部屋・場所(資料集 p. 2～)**を参考に、内容や数、設置場所などを決めた上で、食料・物資班に依頼する。

要配慮者支援班の業務 7	実施 時期	初動期 展開期～
食料・物資の配給時の個別対応		

(1) 物資の配給

□

要配慮者が個別に必要な食料や物資について、**避難所利用者の事情に合わせた配慮の方法(資料集 p. 7～)**や、本人や家族からの要望をもとに、内容や数をまとめ、食料・物資班に調達を依頼する。

□

食料・物資班や施設管理班と連携し、要配慮者用の物資の受け渡し方法や場所などについて検討する。

<要配慮者用物資の受け渡し>

※受け渡し場所の候補地は、本編巻末資料の配置図を参照

・紙おむつ（大人用、子ども用）や粉ミルク、乳児用のおしりふき、生理用品など利用者が多く、頻繁に配布する必要のある物資は、あらかじめ受け渡し場所と方法を決めておき、避難所利用者全員に伝える。

・酸素ボンベやストーマ装具など、利用者が限られているものや高価なものは、要配慮者本人又はその家族に個別に受け渡しする。

・女性用の衣類や下着、生理用品など女性用の物資は、女性専用の部屋（更衣室など）に置くなど、女性が受け取りやすいよう配慮する。

(2) 食料の配給

□

食料・物資班と連携し、**食物アレルギーや宗教上の理由で食べられないもの(資料集 p. 13)**や**避難所利用者の事情に合わせた配慮の方法(資料集 p. 7～)**を参考に、本人や家族からの意見を踏まえ、避難所での食料の提供方法や、原材料表示の仕方、使用した食材がわかる献立表の作り方などのより良い方法を検討する。

<食事に配慮が必要な方>

・食物アレルギーのある人

・文化・宗教上の理由で食べられないものがある人

・離乳食ややわらかい食事、ペースト食などが必要な人

・その他、感覚過敏で特定のものしか食べられない人 など

要配慮者支援班の業務 9	実施 時期	展開期～
福祉避難所や医療機関との連携		
連絡・広報班と連携し、近隣の福祉避難所の状況を確認する。 ※直接施設に連絡するのではなく、福祉避難所は市役所福祉班、医療機関は救護班に確認する。 福祉避難所や近隣の医療機関、福祉施設が受け入れ可能な状態であれば、本人や家族の希望を聞いた上で、適切な施設に移動できるよう連絡・調整する。 福祉避難所への移動が決まった場合は、総務班に連絡する。（総務班は、退所に必要な手続きを行う。）		

要配慮者支援班の業務 10	実施 時期	展開期～
専門家の把握、派遣		
□ 避難所利用者名簿などから避難所利用者の中に、要配慮者の支援が可能な人（保健師、介護福祉士などの専門職や、手話や外国語ができる人など）がいなか確認し、協力を依頼する。 □ 保健師、介護福祉士など専門職員の派遣が必要な場合は、避難所派遣職員（いない場合は総務班）を通じて、災害対策本部に要請する。 □ 手話通訳者や要約筆記者、外国語の通訳ボランティアの派遣が必要な場合は、避難所派遣職員（いない場合は総務班）を通じて、ボランティア支援本部に要請する。		